# 国民健康保険・後期高齢者医療保険・ 介護保険のお知らせ



## 令和5年度の 保険料が 決定しました

7月中旬に、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢 者医療保険料の決定通知書を送付します。

送付先は、国民健康保険料は世帯主宛て、介護保険 料・後期高齢者医療保険料は加入者本人宛てです。 また、第1期の納期限は7月31日(月)です。

「納付書在中」と印字した封筒が届いた人は、同封の 納付書で、各期の納期限までに納付してください。

※今まで年金から差引きされていた人も、所得や世帯状 況の変更等により、支払方法が納付書払いに変更と なっている場合があります。封筒の中身をよくご確認 ください。

圆市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

### ■保険料賦課限度額が変わりました

国民健康保険料は、「医療分」、「後期支援分」、「介 護分 | の合算で算出されています。

それぞれの区分に限度額が設けられており、所得の 多い世帯でもそれぞれの限度額までしか賦課されませ ho

令和5年度から、「後期支援分」の限度額が次のとお り変わりました。

医療分 …… 65万円 (変更なし)

後期支援分 …… 22万円 (前年度は20万円)

介護分……17万円(変更なし)

圆市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

■保険料の軽減判定所得金額 が変わりました

国民健康保険料 (均等割・平等割)・後期高齢者医 療保険料(均等割)の軽減を判定する際の基準となる所 得金額について、令和5年度から、表中の下線部分が変 更となり、軽減の対象が拡大しました。

世帯主と世帯内の被保険者の前年中の所得金額の合計	軽減割合
「43万円+10万円×(給与·年金所得者数-1)」 以下	7割 軽減
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ 29万円×(世帯の被保険者数)」以下 【前年度は28万5千円】	5割 軽減
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ <u>53万5千円</u> ×(世帯の被保険者数)」以下 【前年度は52万円】	2割 軽減

間市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

8月1日から 保険証等が 新しくなります



### 75歳未満の人

■被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(火)から使用する新しい保険証(橙色)を、7月末 日までに郵送します。

8月以降は、新しい保 険証を使用し、有効期限 切れの保険証は、ご自分 で廃棄してください。



▲国保はこの封筒でお送りします

### ■「限度額適用認定証」、「限度額適用・ 標準負扣額減額認定証しの更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を 提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日(月)で す。新しい認定証が必要な人は、7月11日(火)以降、申請 してください。

- 日保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類 (免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等 ※適用区分「オーか「Ⅱ | の認定後、12カ月以内の期間 の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事 代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、 入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書な ど)を持参してください。
- 申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健 福祉センター)

郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、 保険証のコピーを添付してください。

圓保険年金課(☎0848-38-9142)



### 75歳以上の人(65歳以上75歳未満の 障害認定により加入している人を含む) ■被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(火)から使用する新しい保 険証 (紫色) を、7月末日までに広島 県後期高齢者医療広域連合から送付 します。

8月以降は、新しい保険証を使用 し、有効期限切れの保険証は、ご自 分で廃棄してください。



後期はこの封筒でお送りします▶

### ■「限度額適用認定証」、「限度額適用・ 標準負担額減額認定証 | の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示する と、支払い時の負担が限度額までとなります。

今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の 所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者] とⅡに限る)の人は、保険証に同封されます。

圓保険年金課(☎0848-38-9135) 広島県後期高齢者医療広域連合

**(☎**082−502−3010)

### ■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを 利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減 するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(月)です。新しい 認定証が必要な人は、再度申請してください。

※初めての申請も随時受け付けています。

園要介護・要支援認定を受けている次の要件にあては まる人

利用者負担段階	主な対象者	預貯金等の金額 (夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯 (※) であること。 老齢福祉年金受給者、生活保 護受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下
第2段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第3段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超 120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第3段階	非課税世帯(※)で合計所得 金額+課税年金収入額+非課 税年金収入額が120万円超	500万円 (1,500万円) 以下

- ※非課税世帯とは、本人・世帯分離している配偶者を含む世 帯全員が市民税非課税の世帯。
- 日本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金 融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直近 から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履 歴) のわかるもの)
- 申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保 健福祉センター)

郵送申請も可能です。その際は申請書の記入誤 り、添付書類に不備がないよう十分ご確認のうえ、 投函をお願いします。

圆高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

6 広報おのみち・令和5年7月 広報おのみち・令和5年7月 7